

社会福祉法人南三陸町社会福祉協議会感染症の予防及びまん延防止のための指針

社会福祉法人南三陸町社会福祉協議会（以下「本会」という。）が運営する事業に係る感染症の予防及びまん延防止のため本指針を定めます。

1 感染症の予防及びまん延防止のための基本的な考え方

利用者の居宅や事業所における感染症の予防及びまん延防止のために必要な措置を講ずる体制を整備し、利用者やその家族及び職員の安全を確保するために必要な対策を実施する。

2 感染症の予防及びまん延防止のための体制

- (1) 感染症の予防及びまん延防止の対策を検討するために、感染症対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
- (2) 委員会は、事務局長、総務課長、介護福祉課長、その他事務局長が必要と認める者で構成し、感染症の予防及びまん延防止に関する措置を適切に実施するための担当者は事業所管理者とする。
- (3) 委員会は担当者が招集し、感染症の予防及びまん延防止のための具体策を作成し、委員会に提案し記録する。
- (4) 委員会は概ね6か月に1回以上定期的に開催するほか必要に応じて開催し、検討結果を職員に対して周知徹底する。
- (5) 委員会は、次に掲げる事項について審議する。
 - ① 感染症の予防対策及び発生時の対策の立案
 - ② 指針・マニュアル等の改正
 - ③ 感染症等発生時の対応の検討
 - ④ 情報収集、整理、全職員への周知
 - ⑤ 感染対策に関する、職員への研修・訓練の企画及び実施

3 平常時の対応

「介護現場における感染対策の手引き」に沿って、感染症の予防及びまん延の防止に努め、次の事項を実施します。

- (1) 事業所内の衛生管理として感染症の予防及びまん延防止のため、日頃から整理整頓に心がけ、換気、清掃、消毒を定期的に行い、事業所内の衛生管理、清潔保持に努める。
- (2) 職員の標準的な感染対策として、検温、手洗い、手指消毒、うがい、勤務中のマスクの着用を行う。
- (3) 利用者宅で介護する場合の感染対策として、以下の事項について徹底する。
 - ① 食事介助の前に必ず手洗いを行う。特に、排泄介助後の食事介助は、食事介助前に十分な手洗いを行い、介護職員が食中毒病原体の媒介者とならないよう注意を払う。
 - ② 排泄介助（おむつ交換を含む）は、必ず使い捨て手袋を着用して行い、使い捨て手袋は1ヶ所ごとに取り替える。また、手袋を外した際は、手洗いや手指消毒を行う。
 - ③ 膀胱留置カテーテルを使用している場合、尿を廃棄するときは使い捨て手袋を使用してカテーテルや尿パックを取り扱う。

- ④血液、体液、排泄物等を扱う場面では細心の注意を払い、直接手指で触れることがないように必要に応じて使い捨て手袋を使用する。

4 発生時の対応

- (1) 事業所内で感染症が発生した場合は、発生状況を正しく把握し、必要に応じて医療機関や保健所、関係機関への連絡を行うとともに、消毒や感染経路の遮断に努めます。事業所はその内容及び対応について全職員に周知する。
- (2) 感染症または、それが疑われる状況が発生した際には、利用者の状態や実施した措置などを記録する。
- (3) 感染拡大の防止について、行政・保健所からの指示に従い、協議する。
- (4) サービス事業所や関連機関と情報を共有し、連携して感染の広がりを抑制する。また、情報を外部に提供する際や事業所として公表する際には、個人情報の取り扱いに十分な注意を払う。

5 指針の閲覧等

- (1) 指針及び感染症対策に関するマニュアル類等は委員会において、定期的に見直し、必要に応じて改正するものとする。
- (2) 指針は、事業所に備え置くとともに、本会ホームページに掲載する。

附 則

この指針は、令和6年4月1日より施行する。